

議案第 88 号

琴浦町臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正  
について

別紙のとおり、琴浦町臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成 30 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成30年琴浦町条例第 号

琴浦町臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成23年琴浦町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第9条 臨時職員の給与は、賃金のほか次の各号に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 時間外勤務手当</p> <p>(2) 担任手当</p> <p>(3) 通勤手当</p> <p>(賃金)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2の区分による有資格者の<u>保育教諭(幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を有する者をいう。以下同じ。)</u>又は保育士(幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有する者をいう。以下同じ。)であり、かつ、本町において<u>保育教諭又は保育士</u>での任用経験がある臨時職員の賃金は、次の各号に掲げる経験年数区分に応じた額を加算した額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>別表第2(第10条関係)</p>	<p>(給与)</p> <p>第9条 臨時職員の給与は、賃金のほか次の各号に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 期末手当</p> <p>(2) 時間外勤務手当</p> <p>(3) 担任手当</p> <p>(4) 通勤手当</p> <p>(賃金)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2の区分による有資格者の保育士であり、かつ、本町において<u>同一の職種</u>での任用経験がある臨時職員の賃金は、次の各号に掲げる経験年数区分に応じた額を加算した額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>別表第2(第10条関係)</p>

区分		賃金	区分		賃金
有資格者	保育教諭	月額 171,300円	有資格者	保育士	月額 167,200円
	保育士	月額 167,200円			
	略			略	
略			略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。